

Swan TV 放送基準

【趣旨】

西南地域ネットワーク株式会社(Swan TV)は、ケーブルテレビの社会的重要性に鑑み、その健全な発展普及を促進するとともに、公共の福祉の増進、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

Swan TVは、この自覚に基づき、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる。

放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、地域性、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し内容の充実に努める。

1. 生活に役立つ地域情報の提供
2. 正確で迅速な報道
3. 健全な娯楽
4. 教育・教養の進展
5. 児童および青少年に与える影響
6. 節度を守り、真実を伝える広告

【自主放送で遵守すべき基準】

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 法令を遵守し、政治に関しては公正な立場を守る。
- (3) 児童及び青少年に対して配慮する。
- (4) 家庭生活を尊重し、社会秩序を守る。
- (5) 教育番組・教養番組はその趣旨を十分に踏まえる。
- (6) 取材・編集では、視聴者に誤解を与えないよう留意する。
- (7) 信教の自由およびそれぞれの宗教の立場を尊重する。
- (8) 視聴者に不快感を与えないよう表現に配慮する。
- (9) 暴力表現・犯罪表現・性表現には、特に注意する。
- (10) 懸賞・景品を取り扱う場合は、社会常識の範囲内にとどめる。
- (11) 広告の取り扱い・表現に配慮する。
- (12) 放送が事実と相違していると判断した場合は、速やかに取り消し、または訂正の処置を行う。

【附則】

この基準は、令和4年7月1日から適用する。

Swan TV 放送番組審議会規則

(設置)

第1条 西南地域ネットワーク株式会社(Swan TV)は、有線テレビジョン放送法第17条の規定に基づき、放送番組審議会(以下、「審議会」という)を設置する。

(目的)

第2条 審議会は、適正な放送番組となっているか、視聴者のニーズに合っているか等について、自主放送番組を中心に審議する。

(構成等)

- 第3条 審議会は、委員7名以上をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者や地域のオピニオンリーダーの中から選考し、代表取締役が委嘱する。
 - 3 委員には、1/3以内でSwan TVの役員または職員を含むことができる。
 - 4 委員の互選により、会長及び副会長を選任する。
 - 5 会長は、審議会を統括・運営する。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
 - 7 社外委員の任期は、1年間とし、再任を妨げない。

(開催回数)

第4条 審議会は、原則として年2回開催する。

(意見・要望の取り扱い)

第5条 審議会での社外委員からの自主放送番組に対する意見・要望について、Swan TVは今後の事業運営にできるだけ反映する。

(事務局)

第6条 Swan TV内に審議会の事務局を置く。

【附則】

この規則は、令和4年7月1日から適用する。